特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	生活保護関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 生活保護関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和6年7月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する相談、生活保護の申請に受け、資産(預貯金、保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施する。生活の困窮程度に応じて、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助等の保護を実施するか否か決定し、対象者に対して生活保護費を支給する。 ①生活保護の申請・変更申請の際に、申請者より被保護世帯員の個人番号の提供を受ける。 ②中間サーバーを介して、生活保護の要否 判定及び扶助額計算に必要な情報を確認する。 ③確認した情報により生活保護の要否を判定し、生活保護費を支給する。 ④生活保護関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。 自治体・福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 (自治体・福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)
③システムの名称	生活保護システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・番号法第9条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情 報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、 70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23 条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47 条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決 定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項) 〇別表第二省令 ・第19条 (医療扶助オンライン資格確認の導入に係る事務の特定個人情報ファイル取扱根拠) 〇番号法　第9条第1項 、番号法　第19条第6号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県亀山市本丸町577番地　亀山市役所　総務財政部財務課　0595-84-5025

請求先	三重県亀山市本丸町577番地　亀山市役所　総務財政部財務課　0595－84－5020

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	三重県亀山市羽若町545番地　亀山市総合保健福祉センター　健康福祉部地域福祉課　0595－84－3311

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	なし	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 生活保護関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事前	
平成29年7月18日	Ⅰ－1	生活保護システム	生活保護システム、中間サーバー	事前	
平成29年7月18日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の15の項	番号法第9条第1項　別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事前	
平成29年7月18日	1―4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の26の項	番号法第19条第7号　別表第二 (情報照会)9、10、14、16、24、26、27、28、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (情報提供)26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事前	
平成29年7月18日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月18日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月22日	Ⅰ-5-①、②	①地域福祉室　②地域福祉室長　水谷和久	①健康福祉部地域福祉課　②地域福祉課長	事後	
平成30年6月22日	Ⅰ-7	総合政策部総務課	企画総務部総務法制室	事後	
平成30年6月22日	Ⅰ-8	健康福祉部地域福祉課	健康福祉部地域福祉室	事後	
平成30年6月22日	Ⅱ-1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月22日	Ⅱ-2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月22日	Ⅰ-1-③　システム名称	生活保護システム	生活保護システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月20日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	（記載項目なし）	様式変更による項目の追加	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年6月12日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月14日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月14日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年7月15日	Ⅰ関連情報 4．情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 (情報照会)9、10、14、16、24、26、27、28、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (情報提供)26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第19条第8号　別表第二 (情報照会)9、10、14、16、24、26、27、28、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (情報提供)26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	
令和4年7月15日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県亀山市本丸町577番地　亀山市役所 総合政策部総務課　0595－84－5032	三重県亀山市本丸町577番地　亀山市役所 総務財政部財務課　0595-84-5025	事後	
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 (情報照会)9、10、14、16、24、26、27、28、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (情報提供)26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第19条第8号　別表第二 (情報提供)9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113,116、120の項 (情報照会)26の項（番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条）	事後	
令和5年6月29日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項　別表第一の15の項 （番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条）	事後	
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ－1－②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する相談、生活保護の申請に受け、資産(預貯金、保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施する。生活の困窮程度に応じて、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助等の保護を実施するか否か決定し、対象者に対して生活保護費を支給する。	生活保護法に基づき、生活に困窮する相談、生活保護の申請に受け、資産(預貯金、保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施する。生活の困窮程度に応じて、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助等の保護を実施するか否か決定し、対象者に対して生活保護費を支給する。 ①生活保護の申請・変更申請の際に、申請者より被保護世帯員の個人番号の提供を受ける。 ②中間サーバーを介して、生活保護の要否 判定及び扶助額計算に必要な情報を確認する。 ③確認した情報により生活保護の要否を判定し、生活保護費を支給する。 ④生活保護関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。 自治体・福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 (自治体・福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等（運用支援環境の委託区画）へ連携する。）	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ－1－③システムの名称	生活保護システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	生活保護システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の15の項 （番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条）	・番号法第9条第1項　別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・番号法第９条第２項	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 (情報提供)9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113,116、120の項 (情報照会)26の項（番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条）	(情報提供の根拠) 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情 報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47 条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「生活保護法による保護の決 定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項） 〇別表第二省令 ・第19条 （医療扶助オンライン資格確認の導入に係る事務の特定個人情報ファイル取扱根拠） 〇番号法　第9条第1項 、番号法　第19条第6号	事後	